

児童扶養手当制度について

この制度は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図ることを目的とする制度です。

●児童扶養手当の対象者

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童を監護している父又は母若しくは父母に代わって児童を養育している人

- (1) 父母が婚姻を解消した
 - (2) 父又は母が死亡または生死不明である
 - (3) 父又は母に重度の障害がある
 - (4) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた
 - (5) 父又は母から1年以上遺棄されている
 - (6) 父又は母が1年以上拘禁されている
 - (7) 母が婚姻によらないで懐胎した
 - (8) 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である
- ただし、次の場合は手当を受けることができません。
- ◎児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
 - ◎父又は母が婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。

●手続きに必要な書類

児童扶養手当は、児童を監護している父又は母若しくは養育者が役場を通じ申請し、知事の認定を受けることによって申請した翌月から支給されます。

- (1) 児童扶養手当認定請求書
- (2) 請求者と対象児童の戸籍謄本
- (3) 請求者と児童が含まれる世帯全員の住民票（続柄、マイナンバーの標記があるもの）
- (4) 印鑑及び金融機関の預金通帳（請求者本人名義）
- (5) 所得課税証明書（1月1日以降転入された方）
- (6) その他必要な書類

●手当の額

- ・児童1人の場合（月額最大） 43,070円
- ・児童2人以上の加算額（月額最大）
2人目 … 10,170円
3人目以降1人につき … 6,100円

※扶養義務者の所得により支給に制限があります。
※受給継続には毎年8月に現況届の提出が必要です。
 ※手当額は受給者の所得により減額される場合があります。

特別児童扶養手当制度について

この制度は、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

●特別児童扶養手当の対象者

①または②に該当する20歳未満の児童を育てている方

- ①精神または身体に一定の障害があり、おおむね身体障害者手帳1級、2級程度の児童
- ②知的障害があり、障害の程度がおおむね療育手帳AおよびBの児童。

ただし、次の場合は、手当を受給できません。

- (1) 手当を受けようとする人又は児童が日本に住んでいないとき
- (2) 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- (3) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられることができるとき

●手続きに必要な書類

- (1) 特別児童扶養手当認定請求書
- (2) 請求者と対象児童の戸籍謄本
- (3) 請求者と児童が含まれる世帯全員の住民票（続柄、マイナンバーの標記があるもの）

- (4) 対象児童の障害の程度についての所定の診断書
- (5) 印鑑及び金融機関の預金通帳（請求者本人名義）

●手当の額

障害の度	支給額
1級	1人につき 52,400円
2級	1人につき 34,900円
備考	等級は身体障害者手帳の等級と異なります

※受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得額によって支給の制限があり下記の表の額以上である場合、手当は支給されません。

扶養親族等の数	本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円

【問合せ先】 東通村 健康福祉課 福祉グループ ☎ 0175-28-5800